

横手市養護老人ホームひらか荘民営化法人候補者選定委員会 審査結果報告書

1. 横手市養護老人ホームひらか荘民営化法人候補者選定委員会の設置

養護老人ホームひらか荘の民営化法人候補者を厳正かつ公正に選定するため、横手市養護老人ホームひらか荘民営化法人候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置した。

なお、選定委員会の構成は次のとおり。

委員長 藤本 和宏（副市長）

副委員長 B委員（税理士）

委員 C委員（大学教授）

委員 D委員（市外社会福祉法人 統括本部長）

委員 E委員（横手市民生児童委員協議会 理事）

委員 竹原 信寿（市民福祉部長）

委員 本戸 卓也（養護老人ホームひらか荘施設長）

2. 選定委員会の開催

回	開催年月日	内容
第1回	令和元年9月19日（木）	・ ひらか荘の今後の運営の方向性について ・ 公募要項、応募法人提案内容について ・ 審査基準及び評価方法について ・ 公募書類の審査について
第2回	令和元年10月1日（火）	・ 審査基準及び評価方法の確認と審査プロセスについて ・ 応募法人によるプレゼンテーション及び審査 ①プレゼンテーション ②質疑応答 ③委員意見交換 ④評価

3. 応募法人及び提案内容

応募法人名称	A 法人	社会福祉法人相和会
法人所在地	横手市地内	横手市上境字館 133 番地 5
建設予定地	横手市地内	横手市上境字大上境 158 番地ほか
予定定員	50 名	50 名
併設事業等	就労継続支援 A 型事業所 (定員 20 名)	養護老人ホーム映月荘 (定員 30 名)
事業スケジュール	令和 2 年着工 令和 3 年 4 月運営開始	令和 4 年着工 令和 5 年 4 月運営開始

※次順位以下の法人については、不利益情報非開示の観点から具体的な法人名は非公表とする。

4. 審査方法

横手市養護老人ホームひらか荘民営化法人候補者選定委員会実施要領に基づき、応募法人からの提出資料と事業提案説明（プレゼンテーション）について、次の審査項目・評価基準に基づき審査した。

【評価項目及び配点】

評価項目及び評価の視点	配点
項目 1. 基本理念、基本方針、応募理由	30
(1) 社会福祉を目的とする基本的理念を有しているか	5
(2) 基本的理念を具体化した社会福祉施設運営の基本方針を有しているか	5
(3) 施設入所者（利用者）の人格や意向を尊重した適切なサービス提供が図られているか	5
(4) 個人情報の取扱いや従業員の守秘義務など、情報保護の体制が確立されているか	5
(5) 本公募の事業内容を理解し、適切かつ明確な応募動機であるか	5
(6) 事業に関する知識と十分な理解のもと、適正な施設経営を行っていく意欲があるか	5

項目 2. 組織運営・透明性の確保		30
(1)	組織運営、組織代表者、役員及び施設長予定者について、信頼性に足りるといえるか	10
(2)	社福祉施設（主に介護保険施設、養護老人ホームを含む）の運営実績・経験が豊富であり、評価できる内容であるか	10
(3)	社会福祉法人の運営及び会計における透明性確保の取り組みの具体策は、評価できる内容であるか	10
項目 3. 財務基盤		30
(1)	安定的な経営を行うための財政的余裕があり、健全性の高い強固な財政基盤であるか	10
(2)	設備投資、借入金返済に備えた十分な資金が確保され、安定性・流動性の高い資金運用を行っているか	10
(3)	継続的な事業運営が可能な経営状況であり、十分な収益力が確保されているか	10
項目 4. 地域等との連携・地域貢献		20
(1)	地域貢献に対する具体的な方策・考えを有し、地域活動への積極的な参加意欲が見られるか	10
(2)	行政等関係機関との連携・協力体制が整っているか	5
(3)	ボランティアの受入態勢は整っているか	5
項目 5. 事業運営計画		50
(1)	医療機関との協力体制が整っており、健康管理に関する具体的な考えがあるか	5
(2)	具体的な防災対策が図られており、緊急時の対応が万全な体制であるか	5
(3)	具体的な衛生管理対策があり、食中毒や感染症予防、また発生時の対応が万全な体制であるか	5
(4)	要望・苦情等に対する処理体制及び事故防止体制の取組は評価できるか	5
(5)	入所者の生活環境が整っており、自立生活及び社会復帰支援の取り組みが図られているか	5

	(6) 要介護者への対応の体制が整えられているか	5
	(7) 入所者のレクリエーション活動等により、充実した入所生活が期待できる内容であるか	5
	(8) 運営上の環境配慮がなされ、運営面の独自性、創意工夫等の特色があるか	5
	(9) 当面の運転資金について、十分に確保されているか	5
	(10) 安定的収入見込みのもと、適切な経費を計上した収支計画であるか	5
項目 6. 職員従事体制		20
	(1) 職員配置が充実しており、適切な勤務体制や交代体制が考えられているか	5
	(2) 新規採用方針及び休暇や退職時等の職員の確保対策が図られているか	5
	(3) 事業運営のための適切な職員配置方針が定められているか	5
	(4) 職員の育成や資質向上のための具体的取り組みが図られているか	5
項目 7. 施設整備計画		40
	(1) 建設予定地の地権者及び近隣住民との協議が行われており、事業着手が確実と見込まれるか	5
	(2) 建設予定地での事業着手について、関係機関との協議は行われているか	5
	(3) 建設予定地は浸水地域または土砂災害のおそれがある区域にないか	5
	(4) 事業準備から完了までのスケジュールは適切であるか	5
	(5) 環境に配慮した内容であり、運営しやすい工夫が図られた内容の計画であるか	5
	(6) 入所者が快適な生活や支援のための職員の動線確保に配慮した整備方針であるか	5
	(7) 事業内容に応じた適正規模の事業費であり、資金調達に係る計画に無理はないか	10
評価点合計		220

【得点化方法及び総合評価点の算出方法】

評価	評価基準		得点	得点化方法
A	極めて優れている、十分である	「市が求める基準」全てに該当し、「さらに評価する事項」全てに該当する	5 点	配点×5/5
B	優れている、十分である	「市が求める基準」全てに該当し、「さらに評価する事項」がある	4 点	配点×4/5
C	やや優れている、十分である	「市が求める基準」全てに該当する	3 点	配点×3/5
D	やや妥当でない、不足している	「市が求める基準」いずれかに該当しない	2 点	配点×2/5
E	妥当でない、不足している	「市が求める基準」に該当しないが評価できる事項がある	1 点	配点×1/5
F	極めて妥当でない、不足している	「市が求める基準」、「さらに評価する事項」全てに該当しない	0 点	配点×0/5

■評価のための基準の設定

「市が求める基準」を明確化するため、関係法令や基準等を根拠として、養護老人ホームを運営するにあたり満たすべき事項、及びさらに評価する基準に該当し加点すべき事項を設定し、これに基づき選定委員が審査を実施することとした。

■総合評価点の算出方法

- ①審査項目 1～7 ごとに各委員の平均点を算出する。なお、平均点の算出時には最高得点及び最低得点の委員の 2 名の評価点を除外する。
- ②評価項目 1～7 ごとの平均点の合計を総合評価点とする。

【候補者の選定】

- ①総合評価点に基づき応募者の順位を決定し、第 1 位から順に優先交渉相手とする。なお、総合評価点が 220 点満点中 132 点未満（得点率 60%未満）の場合は候補者なしとする。

5. 審査結果

審査結果は次のとおりとなった。

順位	応募法人名	総合評価点	審査結果
第1位	社会福祉法人 相和会	159.00	合格
第2位	A法人	146.40	合格

【各応募法人の評価内訳】

項目	配点	平均点	
		相和会	A法人
1. 基本理念・基本方針・応募理由	30	21.20	21.40
2. 組織運営・透明性の確保	30	21.20	20.00
3. 財務基盤	30	23.60	14.00
4. 地域との連携・地域貢献	20	14.60	15.20
5. 事業運営計画	50	37.20	36.20
6. 職員従事体制	20	14.80	13.60
7. 施設整備計画	40	26.40	26.00
総合評価点	220	159.00	146.40
	得点率	72.27%	66.55%

【選定委員の主な意見】

■ A法人

- ・併設事業である障害者就労継続支援A型事業所と合わせた収支の差額分で借入金の返済を行う計画となっており、この障害者就労継続支援A型事業が軌道に乗ることが、継続的・安定的な運営の鍵となる。
- ・令和2年度に事業着手の計画であるが、労働力の落ち着きや財務基盤の安定化のため1～2年事業着手を遅らせる計画の方が、財務状況も好転すると思われる。

■社会福祉法人 相和会

- ・ここ 2、3 年で大規模な施設修繕の支出があったものの、自己資金も潤沢で、将来の経営見通しも万全である。今年度で法人所有施設の大規模修繕事業がほぼ終了する見込みであり、財務状況に不安はない。
- ・介護人材が不足している状況下、テレビCMやSNS等の活用で人材確保に努め、離職率改善の効果も出ており、非常勤職員の継続雇用と合わせ、安定的な経営が期待できる。
- ・要介護度の高い入所者については、自法人内の他施設への施設入所として定員調整を図る案を持っており、特養の稼働率が減少している状況下では現実的な考えであると思われる。
- ・昭和 50 年から養護老人ホームを運営してきた実績があり、施設運営に対しての不安はない。

6. 総括

横手市養護老人ホームひらか荘民営化法人候補者選定委員会設置要綱第 2 条第 2 号に基づく審査の結果、優先交渉順に社会福祉法人相和会を第 1 位、A 法人を第 2 位とし、民営化法人候補者として選定する。

なお、審査結果は、要綱第 8 条に基づき市の担当窓口及びホームページにおいて公表する。

以上、報告します。

令和元年 10 月 1 日

横手市長 高 橋 大 様

横手市養護老人ホームひらか荘民営化法人候補者選定委員会

委員長 藤本 和宏